

総合地球環境学研究所男女共同参画委員会規則

令和 3年 9月 14日 制定
規則第 37号
令和 4年 4月 1日 最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所における男女共同参画の推進を図るため、総合地球環境学研究所男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 男女共同参画の方針に関する事
- 二 男女共同参画の推進方策に関する事
- 三 男女共同参画に係る課題の把握及びその対策に関する事
- 四 男女共同参画に係る啓発活動に関する事
- 五 その他男女共同参画に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 人間文化研究機構男女共同参画委員会の委員
- 二 その他所長が指名する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月14日から施行し、令和3年7月13日から適用する。
- 2 この規則の施行の際の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、適用の日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。